EIOPA がソルベンシー II の 2020 年 レビューに関する CP を公表(2) -CP の内容及び提案等の概要-

常務取締役 保険研究部 研究理事

中村 亮一 ヘルスケアリサーチセンター長

TEL: (03)3512-1777 E-mail: nryoichi@nli-research.co.jp

1-はじめに

ソルベンシーⅡに関しては、レビューの第2段階として、ソルベンシーⅡの枠組みの見直しが2021 年までに行われる予定となっており、その検討が既にスタートしている。欧州委員会は、EIOPA に対 して、2019 年 2 月 11 日に指令 2009/138 / EC2 (ソルベンシーII) のレビューに関する助言要請を 行った。これを受けて、EIOPA が検討を進めていたが、2019 年 10 月 15 日に、ソルベンシーⅡの 2020 年レビューにおける技術的助言に関するコンサルテーション・ペーパー (以下、「今回の CP」 という)を公表2した。

前回のレポートでは、今回の CP にいたるまでの、ソルベンシーⅡの 2020 年のレビューに関する 欧州委員会の助言要請の内容及びこれまでの監督当局や業界団体の動きについて報告した。今後複数 回のレポートで、EIOPA の今回の CP の概要について報告する。まずは、今回のレポートでは、CP の全体的な概要及び提案の要約等を報告する。

2─今回の CP の全体的な概要

今回のCPの全体的な概要について、CPの「1. はじめに(Introduction)」に基づいて、報告す る。

1 | 今回の CP に至る背景

ソルベンシー II は、2016年1月1日にスタートしたが、ソルベンシー II 指令(2009/138/EC2)は、遅くとも 2021年1月1日までに、その枠組みの以下に挙げる一定の分野について、欧州委員会が検討することを規

https://eiopa.europa.eu/Publications/Requests%20for%20advice/RH_SRAnnex%20-%20CfA%202020%20SII%20revie w.pdf

² EIOPA による公表

https://eiopa.europa.eu/Pages/News/EIOPA-consults-on-technical-advice-for-the-2020-review-of-Solvency-II.aspx

https://eiopa.europa.eu/Publications/Consultations/EIOPA-BoS-19-465 CP Opinion 2020 review.pdf

定している。

- ・長期保証措置と株式リスクに関する措置
- ・ソルベンシー資本要件標準式の計算に使用される手法、前提条件及び標準パラメータ
- ・最低資本要件の算定に関する加盟国の規則及び監督当局の実務
- ・保険又は再保険会社のグループ内でのグループ監督と資本管理

このような背景の下、欧州委員会は 2019 年 2 月、ソルベンシーⅡ 指令の見直しに関する技術的助言を EIOPA に求めた。この助言要請は 19 のトピックをカバーしているが、前述の 4 つの領域に該当するトピック に加えて、次のトピックが含まれている。

- •移行措置
- •リスクマージン
- ・Capital Markets Union の側面
- マクロ・プルーデンス問題
- 再建と破綻処理
- •保険保証制度
- ・サービスの提供の自由及び設定の自由
- •報告•開示
- ・比例と臨界値
- •最良推定值
- •自己資本

EIOPA は 2020 年 6 月 30 日までに技術的助言を行うように要請されている。 EIOPA は、意見形 式で技術的助言を提供することになる。

2 | 今回の **CP** のカバー範囲

今回の CP では、より早い時期に助言を行った以下の2つの事項を除き、全ての事項について助言 を行っている。

- ・一般的な問題、個別の定量的報告テンプレート、ソルベンシー財務状況報告書、ナラティブ方式に よる監督報告及び金融安定性報告に関する報告及び開示
- 保険保証制度

上記の2つのテーマに関する CP は2019 年7月12日に公表3され、協議は2019年10月18日に 終了している。

なお、このように今回の CP は、これまでにないほど多くのトピックについての助言が求められて いることや、EIOPAが、様々な政策オプションのかなりの量の分析を含むことによって、提案された 意見の基礎に関して透明性を確保したいと考えていることを反映して、878ページという極めて長い 文書となっている。

CP (カバーノート): https://eiopa.europa.eu/Publications/Consultations/EIOPA-BoS-19-304 Cover%20Note 2020%20 Review%20Reporting Disclosure.pdf



News: https://eiopa.europa.eu/Pages/News/EIOPA-consults-on-increased-proportionality-of-supervisory-reporting-and -public-disclosure.aspx

3 | 今回の CP におけるレビューの基本的考え方

ソルベンシーⅡのレビューは幅広いが、ソルベンシーⅡの基本は変わらない。欧州委員会は、助言 要請に添付された書簡で次のように述べている。

「[....]ソルベンシーⅡ指令の基本原則は、レビュー(資本要件の構成の基礎となる信頼水準及び市場 整合的な評価を含む)[....]において、疑問視されるべきではない。」

このアプローチは、ソルベンシーⅡの導入が概ね成功したという EIOPA の認識に沿ったものであ る。特に、リスクを評価・軽減するためのリスクベースのアプローチが適用され、保険業界では、自 己資本とリスクとの整合性が改善され、ガバナンスモデルとそのリスク管理能力が大幅に強化され、 欧州全域の保険会社では、監督当局への報告に、各国のテンプレートをばらばらに使うのではなく、 統一されたテンプレートを使用している。

4 | 今回の CP におけるレビューの参考資料

EIOPA のレビューは、特に以下の点に関する以前の研究に基づいている。

- ・2016 年から 2018 年までの長期保証措置及び株式リスク措置に関する年次報告書
- ・2017 年及び 2018 年のソルベンシー Π 委任規則の特定項目の見直し(SCR レビュー)に関する技 術的助言
- ・2017年から2018年までの保険分野におけるマクロ・プルーデンス政策に関する三つのペーパー
- ・2017年の再建・破綻処理に関する意見書
- ・保証スキームに関するディスカッション・ペーパー2018
- ・グループの監督と資本管理に関する報告書 2018
- ・保険のシステミック・リスクとマクロ・プルーデンス政策に関するディスカッション・ペーパー2019

5|今回の CP におけるレビューに伴う影響評価

なお、EIOPA は技術的助言に、個々の提案及び全ての提案の組み合わせの両方について、定性的及 び定量的な全ての関連する影響の影響評価(総合的影響評価)を含めることにコミットしている。し かし、レビューのこの段階では、全体的な影響は主に定性的にしか評価できない。EIOPA は、各国の 監督当局(NSA)及び保険業界に対して情報要請を行っている。これと並行して、2020年には、影響評 価のために必要なデータを収集することとしている。

この協議への対応は、利害関係者がレビューに関与する唯一の方法ではない。具体的には、2019 年12月に利害関係者との意見交換会を開催する予定である。

影響評価に対する EIOPA のアプローチとレビューへの利害関係者の関与に関する詳細は、この CP とともに公表された影響評価に関する背景資料に記載されている。

6 | 今後のスケジュール

今回の CP に対する利害関係者からのフィードバックの期限は、2020 年 1 月 15 日となっている。 これらのフィードバックを踏まえて、EIOPA は 2020 年 6 月までに、欧州委員会に最終的な技術的 助言を提出することになる。

欧州委員会は、2020年末までに勧告を行うことになっている。

3一今回の CP における提案等の概要

CP のエグゼクティブ・サマリー (要約) に基づくと、今回の CP における提案等の概要は以下の 通りである。

1 | 技術的助言要請項目の分類

勧告の要請は19の別々のテーマで構成されているが、これらは大きく3つの部分に分けることが できる。

1. 長期保証措置の見直し

これらの措置は、Omnibus II 指令で規定されているように、2020年に見直されると予想されてき た。特に補外やボラティリティ調整に関しては、多くの異なる選択肢が検討されている。

2. ソルベンシーⅡ指令における新たな規制手段

特にマクロ・プルーデンス問題、再建と破綻処理、保険保証スキームの導入の可能性。これらの新 しい規制手段は、協議において徹底的に考慮される。

3. サービス及び設立の自由、報告・開示、ソルベンシー資本要件との関連を含む既存のソルベンシ 一Ⅱの枠組みの改訂

EIOPA の見解は、ソルベンシーⅡの全体的な枠組みがうまく機能しているというものであるが、こ こでのアプローチは一般的に改革というよりは進化のアプローチである。主な例外は、例えばクロス ボーダー業務に関する監督経験の結果として、あるいは、より広い経済状況、特に金利リスクに関連 して、生じている。

2 | 主な具体的検討事項及び提案

コンサルテーションペーパーの主な具体的検討事項及び提案は以下の通りである。

- ・ユーロのリスクフリー金利を補外する際に、より遅い開始点を選択するか、又は開始点を超えた市 場情報を考慮するために補外法を変更する検討
- 特にオーバーシュート効果に対応し、保険負債の非流動性を反映させるために、リスクフリー金利 に対するボラティリティ調整額の算出方法を変更することを検討
- ・金利リスク・サブモジュールの較正を経験的証拠に沿って増加させる提案。この提案は、2018年に ソルベンシー資本要件の標準式に関して EIOPA が提供した技術的助言と整合的である。
- ソルベンシーⅡ指令にマクロ・プルーデンス手法を含める提案
- ・保険のための最低限の調和された包括的な再建・破綻処理の枠組みを設定する提案

3 | 変更提案の影響

CP の背景資料には、全ての提案された変更の複合的影響の定性的評価が含まれる。 EIOPA は、定 量的な複合的影響を評価し、勧告に含まれる提案の決定において、それを考慮するために、データを 収集する。金利リスクの変化を超えて、EIOPA は一般的に提案のバランスのとれた影響を目指してい る。

4 |協議された助言の主な内容



協議された助言の主な内容の要約は、以下の通りである。

1.長期保証措置と株式リスク措置

EIOPA は、ユーロのリスクフリー金利を補外する際には、より遅い開始点を選択するか、又は開始 点を超えた市場情報を考慮するために補外法を変更することを検討している。技術的準備金の過小評 価や誤ったリスク管理インセンティブを回避する目的で、変更が検討される。ソルベンシー・ポジシ ョンの安定性と金融の安定性への影響が考慮される。

このペーパーでは、リスクフリー金利に対するボラティリティ調整を計算するための2つのアプロ ーチが示されている。どちらのアプローチにも、ボラティリティ調整のオーバーシュート効果を緩和 するための適用比率と、調整が適用される保険負債の非流動性特性を考慮するための適用比率が含ま れる。また、1つのアプローチは、調整の恒久的な要素と、スプレッドが大きい時にのみ存在するマ クロ経済的要素との間の明確な分離を確立する。もう1つのアプローチは、会社固有の投資配分を考 慮に入れて、オーバーシュート効果にさらに対処するものである。

リスクフリー金利へのマッチング調整に関しては、マッチング調整ポートフォリオに関してソルベ ンシー資本要件標準式の分散効果の中で、認識されるよう提案する。

勧告には、長期保証措置及びこれらの措置に対するリスク管理規定に関する公衆開示を強化するた めの提案が含まれている。

助言には、株式リスクに係る資本要件の見直し、戦略的株式投資の基準及び長期株式投資の計算に 関する提案が含まれる。EIOPA は、長期株式投資に関する資本要件が導入されたことから、期間ベー スの株式リスク・サブモジュールを段階的に廃止することを勧告する予定である。

2. 技術的準備金

EIOPA は、技術的準備金の最良推定値の計算において、会社間又は監督当局間で異なる実務が存在 する、より多くの側面を特定した。EIOPA のコンバージェンス・ツールでは一貫した実務が保証され ないこれらの問題のいくつかについて、助言では、主に契約の境界、将来の保険料の期待利益の定義、 及び1つの商品タイプ又は保険事業全体を廃止した保険会社の費用前提に関する法的枠組みを明確に するための提案が示されている。

保険負債の技術的準備金移転価格のリスクマージンについて、金利変動に対するリスクマージンの 感応度、マッチング調整やボラティリティ調整を適用する会社のリスクマージンの算出方法を分析し た。分析の結果、リスクマージンの計算方法を変更する提案は得られなかった。

3. 自己資本

EIOPA は、定量的・定性的評価を活用して、保険・銀行の枠組みにおける階層化アプローチと制限 アプローチの違いを検討した。EIOPA は、両部門のビジネスの違いを考慮すると、それらは正当であ ると判断した。

4. ソルベンシー資本要件標準式

EIOPA は、金利リスク・サブモジュールの較正を拡大するために 2018 年に提供された助言を確認 する。現在の較正はリスクを過小評価しており、過去数年間に経験したような急激な金利低下の可能 性やマイナスの金利の存在を考慮していない。

スプレッド・リスク・サブモジュール、市場リスクの相関行列、非比例再保険の扱い、外部格付の 利用の見直しは、変更提案には至らなかった。

5. 最低資本要件

最低資本要件の算出については、ソルベンシー資本要件標準式におけるリスク・ファクターに対す る最近の変更に合わせて、損害保険リスクのリスク・ファクターを更新することを提案する。また、 最低資本要件の不遵守に関する法規定の明確化を提言する。

6. 報告・開示

この勧告は、報告が適切に行われ、リスクベースの監督を支援することを確保するために、定期監 督報告の頻度の変更を監督当局に提案している。保険会社が報告義務を履行するための支援を行い、 異なる報告要件間の重複を回避し、公平な競争条件を確保することを目的として、定期監督報告書の 期待される内容を簡素化し、明確化することを提言する。情報は他の情報源からも入手できるため、 一部の報告項目は削除することが提案されている。

勧告には、保険グループの報告テンプレートの見直しが含まれている。これは、単独会社とグルー プの特殊性に関する以前の EIOPA 提案を考慮に入れたものである。

EIOPA は、開示された情報の信頼性と比較可能性を向上させるために、グループレベルでの貸借対 照表の監査要件を提案している。また、その報告書の要約を翻訳するための要件を削除することを勧 告している。

7. 比例

EIOPA は、ソルベンシーⅡ指令から保険会社を除外するための規則、特に保険会社の規模に関する 基準を見直した。その結果、EIOPA は、免除に対する一般的なアプローチを維持する一方で、ソルベ ンシーⅡ指令の3つの柱の間で比例性を強化することを提案している。臨界値に関して、EIOPAは 技術的準備金に関する臨界値を倍増し、加盟国が保険料収入の現在の臨界値を現在の500万ユーロか ら 2500 万ユーロまで増やすことを提案している。

EIOPA は、2018 年に標準式の簡素化された計算を見直し、改善案を提案した。また、カウンター パーティ・デフォルト・リスク・モジュールの算定の簡素化や、重要性の低いリスクへのアプローチ の簡素化についても提言している。

保険及び再保険会社のガバナンス要件の比例性を改善するための提案が、特に主要な機能、リスク 及びソルベンシーの自己評価、引受保険契約及び行政・経営・監督機関に関して行われる。

ソルベンシーⅡの枠組みの報告と開示の比例性を改善するための提案は、2019 年 7 月に EIOPA の 別の協議で行われた。

8. グループ監督

EIOPA は、ソルベンシーⅡの下での保険グループの監督に関する現在の法的不確実性に対処するた め、多くの規制変更を提案している。グループに対する規制の枠組みは、多くの場合、あまり具体的 なものではなかったが、他の場合には、あまり明確化されていない単独の規則の準用に依存している

ため、これは歓迎すべき機会である。

特に、第三国との問題を含めて、グループに適用される定義、グループ監督の適用範囲及びグルー プ内取引の監督を確実にするための政策提言がある。他の提案は、グループソルベンシーの計算を管 理する規則に焦点を当てており、これには、自己資本の要件や金融コングロマリット指令との相互作 用が含まれる。助言の最後のセクションでは、グループレベルでのガバナンス要件の適用に関連する 不確実性に焦点を当てている。

9. サービス提供の自由及び設立の自由

EIOPA はさらに、国境を越えたビジネスに関する提言を行っている。特に、保険会社の認可プロセ スにおいて、また国境を越えた活動に重大な変化が生じた場合に、各国の監督当局間の効率的な情報 交換を支援するためである。国境を越えたビジネスの監督を支援する協力プラットフォームにおける EIOPA の役割を強化することがさらに推奨される。

10. マクロ・プルーデンス政策

EIOPA はソルベンシーⅡ指令にマクロ・プルーデンスの視点を含めることを提案している。これま での研究に基づき、この助言では、保険におけるシステミック・リスクに対する概念的アプローチを 開発した後、ソルベンシーⅡの枠組みにおける現行のツールを、特定されたシステミック・リスクの 発生源に対して分析し、現行の枠組みにおける更なる改善の必要性があると結論付けている。

このような背景の下、EIOPA は欧州委員会が最初に検討したツール (システミック・リスク及び 流動性リスク管理計画の策定とリスクとソルベンシーの自己評価の改善、プルーデントパーソン原則) 及び保険におけるシステミック・リスクの発生源に対処するための十分な権限を各国の監督当局に付 与するために EIOPA が必要と考えるその他のツールを含む包括的な枠組みを提案している。後者の うち、EIOPAは、システミック・リスクに資本サーチャージを要求する権限、ソフトな集中度の臨界 値を定義する権限、予防的な再建・破綻処理計画を要求する権限、及び例外的な状況下で償還権を一 時的に凍結する権限を各国の監督当局に付与することを提案している。

11. 再建と破綻処理

EIOPA は、(再)保険会社が EU において保険契約者の保護と金融の安定性を向上させるために、最 低限の調和が図られた包括的な再建・破綻処理の枠組みを要求している。既存の枠組みを調和させ、 再建と破綻処理の基本的要素に対する共通のアプローチを定義することにより、現在の分断された状 況を回避し、国境を越えた協力を促進する。

その助言の中で、EIOPAは予防的再建計画と早期介入措置の要求を含む再建措置に焦点を当ててい る。その後、勧告は、破綻処理機関の指定、破綻処理の目的、破綻処理の計画立案の必要性、比例的 な方法で実施される幅広い破綻処理権限など、破綻処理プロセスに関連する全ての側面を網羅する。 助言の最後の部分は、早期介入、再建への入り口、そして破綻処理へのトリガーに当てられている。

12. レビューの他のトピック

ソルベンシーⅡ指令に含まれる経過規定の現在の妥当性の見直しは、変更の提案には至らなかった。

ソルベンシーⅡ指令のフィット&プロパー要件に関して、EIOPAは、取締役の妥当性の継続的な監 督に関する国の監督当局の立場を明確にし、適格株主が適切でない場合に有効な権限を有するべきで あることを提案している。 監督当局が共通の見解に達することができない場合には、EIOPA の権限を 共同で評価し利用する可能性を提供することにより、複雑な国境を越えたケースにおける妥当性評価 の効率性と強度を高めるため、更なる助言が提供される。

なお、多くの分野で、さらなる作業が進行中であり、特にリスクマージン、株式リスク及び不動産 リスクに関して、利害関係者が貢献することが期待されている。

5 | 背景資料-影響評価等-

今回の CP には、CP の各セクションで検討された主要オプションの費用と便益の分析を示した背 景資料が添付されている。

このような分析には、保険契約者、業界、監督当局を含む利害関係者の費用と便益の質的評価が含 まれる。

特定のトピックに関する技術オプションについては、コストの定量的評価も含まれる。

加えて、ソルベンシーⅡ指令の2020年の見直しの目的への影響及び業界の予想コストを含む関連 する全ての分野における立法上の変更案の複合的影響の包括的な概観を提供するために、総合的な影 響評価が開発されている。

質的分析は、公開協議と平行して、各国監督当局及び保険・再保険会社への情報要請を通じて収集 されたデータの分析によって補足される。

また、2020年には、EIOPAは提案されている変更の複合的影響に関するデータも収集する。

4-まとめ

以上、今回のレポートでは、ソルベンシーIIの 2020 年のレビューに関する CP について、その要 約等に基づいて、全体的な概要及び提案の要約等を報告してきた。

次回以降のレポートで、EIOPA による今回の CP の中から、主な提案内容について、その具体的内 容等を報告する。

以上